

〈新旧対照表〉

No.	分類	対象	旧	新	◎ = 必須 ● = 推奨
A 03	共通	来場者	来場者にはマスク着用又はハンカチで口を覆う等の咳エチケットをお願いします。	来場者にはマスク着用又はハンカチで口を覆う等の咳エチケットをお願いします。 健康上の理由によりマスクを着用できない方を配慮する。	◎
A 05	共通	来場者	来場者同士で最低 1 m（できれば 2 m）の距離を保つよう努める。	削除	◎
A 22	共通	施設管理者	施設利用者、来場者向けにマスク販売は可（ただしマスク転売規制があるため、仕入れ値と同額以下）とする。	施設利用者、来場者向けにマスク販売は可とする。	●
A33	共通	施設管理者 施設利用者	追加	定員の2分の1以内 ただし、来場者がステージ上を除く客席または各室において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないものについては、定員の100%以内とする。 ※定員を、50%を超えて100%以内とする場合は <b>本ガイドラインに加え</b> 「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずるものとする。 自主事業の場合は施設管理者が対策を実施。 貸館の場合は主催者に実施を要請しチェックリストの提出を求める。	◎

No.	分類	対象	旧	新	◎ = 必須 ● = 推奨
A34	共通	施設管理者 施設利用者	追加	<p>チケットを販売する際には、その催しについて、チケットの販売数の考え方をできるだけ周知する。</p> <p>また、チケットを定員の50%を超えて100%以内にて販売する場合には、マスクの着用が必須であることや、入場時の検温の結果によっては入場をお断りすること、その際のチケットの払戻の規定等について周知を行う。</p>	●
A35	共通	施設管理者 施設利用者	追加	<p>来場者を定員の50%を超えて100%以内を見込む場合は、来場者全員の入室前の検温を実施すること。</p> <p>自主事業の場合は施設管理者が実施。</p> <p>貸館の場合は主催者に実施を要請し、チェックリストの提出を求める。</p>	◎

No.	分類	対象	旧	新	◎ = 必須 ● = 推奨
B06	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室に同時に入場できる人数は、展示室面積のうち通路部分を除いた面積を一人あたり4㎡(≒半径1mの円)で割り返した人数とする。 この人数を上限として、入場制限を行う。	来場者が、室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱する恐れのないもので、収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔(最低限、人と人が接触しない)を空けることとする。 来場者が室内において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずることが難しい場合などで、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内とする。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)を要することとする。	◎
B10	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	来場者同士の対面を避けるため、一方通行で観覧できるようにする。	削除	
B12	展示系施設 (展示室、ギャラリー)	施設管理者 施設利用者	展示室内でのギャラリートーク、表彰式等のイベント開催は不可とする。	展示室内でのギャラリートーク、表彰式等のイベント開催は可とするが、大声での会話をしないことに加え密が発生しない程度の間隔を空けることとする。	◎

No.	分類	対象	旧	新	◎ = 必須 ● = 推奨
C01	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	入場者数上限は定員の50%を上限とする。	来場者がステージ上を除く客席、楽屋及びホワイエ等において大声での歓声、声援等を発し、又は歌唱することが想定される場合、または、「11月末までの催物の開催制限等について」で示されたイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置を講ずることが難しい場合など、定員の50%を上限とする時は、前後左右空けて着席。	◎
C02	ホール系施設 (ホール、講堂等)	施設利用者	客席最前列と出演者のアクティンギエリアの間は2 m空ける（客席数を確保するために出演者が下がっても良い）。ただし、客席に向かって大声での発声・歌唱を行う場合は、客席と大声での発声・歌唱を行う人との間は4 m空ける。（舞台と客席には高低差があり、飛沫の飛ぶ距離が長くなるため） 客席着席位置は前後左右を空ける。（一つ置き＋千鳥配置等）	客席最前列と出演者のアクティンギエリアの間は2 m空ける（客席数を確保するために出演者が下がっても良い）。 ただし、客席に向かって大声での発声・歌唱を行う場合は、客席と大声での発声・歌唱を行う人との間に一定の距離を確保する（最低2メートル）。舞台から客席までに高低差がある場合には、距離については十分な配慮をする（舞台と客席には高低差があり、飛沫の飛ぶ距離が長くなるため）。	◎

No.	分類	対象	旧	新	◎ = 必須 ● = 推奨
D01	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設管理者	定員の50%の範囲内で、身体的距離を十分に確保できるよう、各施設の実情に応じて、利用上限として定める。	削除	
D02	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	演奏・演技・舞踊等において、大声での発声、歌唱、呼気が激しくなるような運動が想定される利用の場合は、出演者及び利用者同士の間隔を十分に確保する。 管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意した利用とする。 向かい合っただけの大声での発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合はマスクに加えフェイスシールド等の対策を講じるものとする。 なお、利用前後や休憩中はマスク着用などの咳エチケットに配慮する。	管楽器の演奏等については、飛沫拡散等に注意した利用とする。 向かい合っただけの大声での発声、歌唱は原則不可とするが、やむを得ない場合はマスクに加えフェイスシールド等の対策を講じるものとする。	◎

No.	分類	対象	旧	新	◎ = 必須 ● = 推奨
D03	練習室系施設 (練習室、リハーサル室)	施設利用者	利用にあたっては十分な身体的距離をとるとともに、着席する場合には横並びとし、対面は極力避ける。	着席する場合には横並びとし、対面は極力避ける。	◎
E01	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	利用者同士の間隔を2 m (最低でも1 m) 確保する。	削除	
E03	講座系施設 (アトリエ、工房等)	施設利用者	受講者同士、受講者と講師の接触を回避できない催しでの利用は不可とする。	削除	
F01	集会系施設 (和室、会議室等)	施設利用者	利用定員の50%を上限とする。	削除	